

東御市男女共同参画推進基本計画（原案）に対する パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件名	東御市男女共同参画推進基本計画
意見の募集期間	平成24年1月6日（金）～平成24年2月5日（日）
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、閲覧場所投函箱へ投函、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、市立図書館、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター
結果の公表場所	市ホームページ
提出状況	(1) 提出者数 2人 (2) 提出意見数 7件
実施機関	東御市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習課 青少年男女共生係 電話：0268-64-5906 ファックス：0268-64-5610 電子メール： seishonen@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見を反映し、反映させるもの（または修正したもの）。	1	1
B	ご意見の趣旨が、既に反映されているもの。		
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	1	3
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など		
E	その他のご意見（質問、感想等）。	1	3
計		3	7

実際の提出者は2名

3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	<p>第1章第1節の東御市男女共同参画推進条例の概要の説明中、第4～8条（責務）「私たちが果たすべき役割」の部分について、「市の責務」が後になっている。市はこの計画の実施主体であり始めに位置すると思います。</p>	<p>市民等も積極的に男女共同参画推進に努めていただきたいということから、市を後にしましたが、ご意見の趣旨を踏まえ、条例の条文の順番どおり「市の責務」を始めに記載します。</p>	A
2	<p>第4章1の基本計画の推進体制について具体的な体制図があったらいいと思います。行政と市民との推進体制の整備ということで、推進本部に市民代表が入ると、市民との連携・協働ができます。</p>	<p>推進体制については、現状を踏まえ当面考えられる推進体制について、体制図及び文章で説明しています。今後推進を図っていくなかで推進体制の見直しを行う場合に、ご意見の趣旨を参考にさせていただきます。</p>	C
3	<p>基本計画の評価指標に市の女性職員の管理職登用の目標数値を追加してください。ワーク・ライフ・バランスの取れる環境に改善されれば、希望者も増えるはずです。</p>	<p>ご意見のように市の女性職員の管理職登用の数値目標を設け推進を図ることも考えられますが、現状では目標数値の設定は難しいと考えます。市では性別に関係なく適材適所の職員配置に努めており、能力に応じ女性職員の管理職への登用促進を図っていきます。また、ワーク・ライフ・バランスなどに配慮し、職場環境の改善も進めていきたいと考えています。</p>	C
4	<p>基本目標8に「共同参画社会の形成に向けた諸外国の制度や、情報の提供に努める」とあります。そこで、北欧などで女性が各界で活躍していることなど、日本との違いを明らかにして、入れてください。</p>	<p>今後、市報等により男女共同参画の啓発をする中で、特筆すべき諸外国の状況について、日本との違いなど背景も含めて情報提供を行い、市民が国際社会に関心を持ちながら、男女共同参画意識を高めるように努めます。</p>	C

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
5	<p>平成 18 年に策定された「東御市男女共同参画プラン」の策定にあたって、行政の意見・見解が策定に係わった市民の委員会に常に伝えられ、変更についての説明もその都度懇切に行なわれていた。又、プラン策定に至るまでの間、民・行政の男女共同参画に係わる努力の記述もそのまま採用されていた。今回の基本計画案は如何か。</p>	<p>この基本計画策定については、東御市男女共同参画審議会に諮問し、審議会で協議を重ねながら計画案を策定していただきました。その過程において、審議会と市の担当部署で繰り返し意見交換し基本計画案をまとめたものです。</p> <p>また、基本計画書の資料に男女共同参画の推進の年表を掲載します。</p>	E
6	<p>条例及び推進計画の制定が義務であるのは、都道府県までであり、市町村では努力目標であるに過ぎない。(男女共同参画社会基本法第 14 条の 3) にもかかわらず市民の懇話会を無視疎外し、不明朗な経過を辿った条例の延長である基本計画を何故策定しようとするのか。</p>	<p>東御市では男女共同参画社会基本法の理念に沿って、なお一層男女共同参画を進める決意を持って、平成 21 年に東御市男女共同参画推進条例を制定しました。この条例は、条例策定懇話会から報告された条例案を市で見直し、修正を加え策定しました。懇話会には修正案について報告しています。この条例に基づき、今回、東御市男女共同参画推進基本計画を策定し男女共同参画の推進を図ります。</p>	E
7	<p>東御市の男女共同参画活動が、従来のような住民との対話を重視する姿に戻ることを期待するものです。</p>	<p>男女共同参画推進については、東御市男女共同推進会議等の市民団体を支援し連携しながら推進を図ります。また、市民、地域団体、事業者、教育関係者と市が連携し推進します。推進活動については、市民との対話も含めて推進方法を検討しながら行っていきます。</p>	E